議案第９５号

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

（大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第１条　大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例

第１条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第１９条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（期末手当）」を付し、同条第１項中「１２月１日（以下」の次に「この条から第２１条までにおいて」を、「在職する職員（規則で定める職員を除く。」の次に「以下この項及び第３項において同じ。」を加え、「定める日（以下」を「定める日（次条及び第２１条において」に改める。

第２４条を第２５条とし、第２３条の見出しを「（停職者の報酬、期末手当及び勤勉手当）」に改め、同条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第２４条とする。

第２２条に見出しとして「（期末手当及び勤勉手当の支給方法等）」を付し、同条第１項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第２項中「前項」の次に「において準用する第７条」を、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第２３条とする。

第２１条の次に次の１条を加える。

（勤勉手当）

第２２条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）

に対し、当該職員の基準日以前における勤務成績及び基準日以前６月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ市長が定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に対し支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額報酬職員　基本報酬の月額

(2)　月額報酬職員以外の職員　１月当たりの平均した勤務日数、勤務回数又は勤務時間を考慮して市長が別に定める額

４　第１９条第４項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは、「第２２条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第２０条中「前条第１項」とあるのは「第２２条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第２２条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

付則に次の１項を加える。

３　当分の間、第２２条第２項中「１００分の１０２．５」とあるのは、「１００分の２５」とする。

（大牟田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　大牟田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の４第１項中「を除く。以下この項から第３項まで」を「にあっては、規則で定める者に限る。以下この項及び第３項」に改める。

（大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項及び第１１条の２中「（会計年度任用職員にあっては、期末手当）」を削る。

第１２条中「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項を次のように改める。

職員には、期末手当及び勤勉手当を支給する。

第１２条の２第１項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第１３条中「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第１５条の２中「（会計年度任用職員にあっては、期末手当）」を削る。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部改正）

第２条　大牟田市職員の勤務等に関する条例（平成７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項中「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例」に改める。

第２６条第４項及び第３０条第３項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（大牟田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第３条　大牟田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第１項中「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例」に改め、同条第２項中「第２０条の４第１項」の次に「又は報酬条例第２２条」を加え、「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「規則で定める職員」に改める。

第６条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する」を加える。

（大牟田市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第４条　大牟田市職員等の旅費に関する条例（昭和２６年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に関する条例」に改める。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。